

公益財団法人 放射線影響研究所  
研究費の不正使用防止計画に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、「公益財団法人 放射線影響研究所 研究費の不正使用の防止及び対応に関する規程（以下「不正使用防止規程」という。）」第8条第2項の規定により、公益財団法人 放射線影響研究所（以下「この法人」という。）における研究費の不正使用防止計画を作成し実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「職員等」「研究費」および「不正使用」の定義は、不正使用防止規程第2条第1項から第3項の規定を準用する。

(研究費の不正使用防止計画の策定)

第3条 理事長は、研究費の不正使用を防止するため、研究費不正使用防止計画（以下、「不正使用防止計画」という。）を策定するものとする。

2. 理事長は、不正使用防止計画の策定にあたり、第5条に定める研究費不正使用防止計画推進部署（以下、「推進部署」という。）を設置し、当該部署で計画を検討させることができる。

(不正使用防止計画の実施)

第4条 職員等は、不正使用防止計画を実施しなければならない。

2. 理事長は、不正使用防止計画の進捗管理に努めるものとする。

(推進部署の設置及び業務)

第5条 理事長は、事務局長のほか、研究費に係る職員の中から別紙様式により推進部署構成員を任命する。

2. 前項により任命する構成員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3. 前項の任期期間中において、人事異動等により構成員を変更する必要があるときは、すみやかに後任者を任命する。この場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

4. 推進部署は、不正使用の発生要因を把握・分析し、不正使用防止計画の策定及び定期的な見直しを行う。

5. 前項により策定された不正使用防止計画は理事長に報告するとともに職員等に周知する。見直しの時も同様とする。

6. 推進部署は、第4項の業務を行うため、必要に応じて職員等の意見を聴取するものとする。

7. 推進部署の事務は、事務局総務課が行う。

(推進部署の権限)

第6条 推進部署は、前条第4項に定める業務を遂行するため、次の各号に定める権

限を有する。

- (1) 職員等に対し、関係資料の提出並びに研究活動の運営及び管理に係る事実説明を求めること
- (2) 理事長に対し、外部研究資金に係る内部監査の結果の開示を求めること
- (3) 必要があると認める場合は、理事長の許可を得て、監事と意見及び情報交換等を行うこと

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別紙様式（第5条関係）

研究費不正使用防止計画推進部署構成員任命通知

年 月 日

(構成員の氏名) 殿

公益財団法人 放射線影響研究所  
理事長

下記のとおり、研究費不正使用防止計画推進部署構成員に任命したことを通知する。

記

1. 構成員

所属部・職名	事務局長	氏名	_____
所属部・職名	_____	氏名	_____
所属部・職名	_____	氏名	_____
所属部・職名	_____	氏名	_____
所属部・職名	_____	氏名	_____
所属部・職名	_____	氏名	_____
所属部・職名	_____	氏名	_____
所属部・職名	_____	氏名	_____

2. 期間

年 月 日から 年 月 日まで

3. 備考